

第3節 富山県公害防止条例（悪臭関係）

1. 特定施設

施 設 の 種 類		
用 途	施 設 の 名 称	
1	<p>動物の飼養の用に供するもの（牛にあつては5頭以上、豚（生後2箇月未満のものを除く。）にあつては50頭（はん殖豚にあつては5頭）以上、鶏（30日未満のひなを除く。）にあつては、1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）</p>	<p>(1) 飼養施設 (2) 飼料調理施設（加熱するものに限る。） (3) ふん尿処理施設</p>
2	<p>と蓄場における汚物の処理の用に供するもの</p>	<p>(1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設</p>
3	<p>死亡獣畜取扱場において用いるもの</p>	<p>(1) 解体施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設</p>
4	<p>化製場等（魚介類又は、鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の施設を含む。）において用いるもの</p>	<p>(1) 原料貯蔵施設 (2) 汚物だめ施設 (3) 汚水だめ施設 (4) 蒸解施設 (5) 乾燥施設</p>
5	<p>獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場等に供給するもの</p>	<p>原料貯蔵施設</p>

2. 規制基準

工場等の周辺の人々の多数が不快を感じないと認められる程度